

母子(父子)家庭とは

配偶者と死別したり、離婚して現在も婚姻をしていない人が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

また、次のような方も含まれます。

- ◆配偶者の生死が明らかでない人
- ◆配偶者から遺棄されている人
- ◆配偶者が海外にあるため、又は、法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- ◆配偶者が精神的又は身体の障害により、長期にわたって働けない人
- ◆婚姻によらないで母(父)となった人 など



寡婦とは

かつて母子家庭の母であった人で、子どもが成人したのちも、なお、配偶者のいない人をいいます。このような寡婦も、母子家庭に準じて福祉の制度を利用できるものがあります。



こまったときの相談は

- 1 子ども・家庭相談
- 2 保健福祉相談
- 3 民生委員・児童委員
- 4 母子・父子福祉センターでの相談
- 5 男女共同参画センター・ムーブでの相談
- 6 DVの相談



あなたの近くによい相談相手となる人がいます。ひとりで悩んでいないで、どんなことでも気軽にご相談ください。

- ★相談はいつでも無料で、電話による相談もお受けします。
- ★個人の秘密はかたく守ります。

こんなとき

- 突然配偶者を失い、何をどうしてよいのかわからないとき。
- 離婚、別居、夫の暴力など家庭事情や身のふり方に悩んでいるとき。
- 年金や手当、母子(父子)福祉制度のことを知りたいとき。
- 子どもの養育、しつけ、教育のことで悩んでいるとき。
- 子どもをあずけて働きたいとき。
- 病気などで家事や育児ができないとき。
- 就職や転職のこと、技能を習得したいとき。
- 親子でレクリエーションに出かけたいとき。
- 同じ境遇の方と知りあい、語りあいたいとき。
- 住まいや医療費に困ったとき。
- ※母子(父子)家庭・寡婦の人は
- 暮らしむきのことや、お店の開業や継続、子どもの教育費などでお金が必要なとき。

こまったときの相談は

1 子ども・家庭相談

各区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーでは専門の相談員が、母子家庭・父子家庭や寡婦のみなさんが抱えているいろいろな悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。
あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の子ども・家庭相談員にご相談ください。

2 保健福祉相談

高齢者、障害のある人などの福祉や健康に関する相談に応じています。福祉のことならどなたでもご利用できますので、何かお困りのことがあるときは、お住まいの住所地の区役所高齢者・障害者相談コーナー(47ページ)にご相談ください。

3 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は、あなたの住んでいる地域で生活、家族、健康のことなどで悩み、困っている人の相談に応じます。また、区役所や関係機関と協力しながら問題の解決に努めています。お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が、わからない場合はあなたの住所地の区役所保健福祉課(47ページ)におたずねください。

4 母子・父子福祉センターでの相談

母子家庭・父子家庭及び寡婦のみなさんの総合的な福祉の向上を図る拠点として活動している母子・父子福祉センターでは、相談事業として一般相談、就職相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。(詳しくは45ページをご覧ください。)

5 男女共同参画センター・ムーブでの相談

こころと生き方や夫婦、家族関係の悩みなど気持ちの整理を相談員がお手伝いします。女性のための元気アップ相談ではキャリアコンサルタントが相談に応じます。面談は要相談です。メール相談も行っております。ムーブのホームページをご覧ください。また、男性臨床心理士による「男性のための電話相談」も行っています。

◆問い合わせ先◆

- ムーブ相談室 ☎583-5197
- こころと生き方の一般相談 ☎583-3331
(火～日 9:30～17:00)
- 性別による人権侵害相談 ☎583-3663
(火～日 9:30～17:00)
- 女性のための元気アップ相談 ☎591-9408
(第1・2・4金曜日 10:00～17:00)
- 男性のための電話相談 ☎280-5325
(第2・4水曜日 18:00～20:00、第1・3土曜日 10:00～12:00)

※祝日・年末年始はお休みです。

6 DVの相談

北九州市配偶者暴力相談支援センター ☎591-1126
(火、水、木、金曜日9:30～20:00、土日曜日 9:30～17:00)

手当・年金などのこと

- 1 児童扶養手当
- 2 児童手当
- 3 特別児童扶養手当
- 4 障害児福祉手当
- 5 災害遺児手当
- 6 国民年金 (遺族基礎年金)
- 7 厚生年金 (遺族厚生年金)
- 8 助産施設



1 児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、その家庭の生活の安定を図ることにより、児童の福祉の増進を目的としたものです。

18歳に達する日以後の最初の3月31日(中程度以上の障害を有する場合は20歳未満)までの児童がいる父子家庭又は母子家庭に支給されますが、所得制限があります。

また、この手当は年1回(毎年8月)引き続き受給資格があるかどうかの届け出(現況届)が必要です。

対象

(支給要件)

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が障害の状態(年金の障害等級の1級程度)にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

手当額 (令和6年4月現在)

支給対象児童1人のとき…

全部支給(月額) **45,500** 円

一部支給(月額) **45,490～10,740** 円

※所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

支給対象児童2人のとき

全部支給(月額)…………… **10,750**円加算

一部支給(月額)…………… **10,740～5,380**円加算

支給対象児童3人目以降一人につき

全部支給(月額)…………… **6,450**円加算

一部支給(月額)…………… **6,440～3,230**円加算

支給制限

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ① 父又は母が事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき。
- ② 手当を受けようとする者(父・母・養育者)が日本国内に住所を有しないとき。
- ③ 児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ④ 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。)や少年院等に入所しているとき。
- ⑤ 平成15年4月1日時点において、手当の支給要件(上記)に該当してから既に5年が経過しているとき。(母子に限る)

所得制限

手当を受けようとする人、その配偶者又は同居の扶養義務者の前年所得が次表の額以上であるときは手当は支給されません。

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者配偶扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

(令和6年4月現在)

※令和6年11月に制度改正が予定されています。詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。(令和6年3月時点の情報です。)

2 児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援することを目的としたものです。

日本国内に住所を有し、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給されます。所得制限があります。

また、この手当は年1回(毎年6月)監護の状況等に変更がないかどうかの届け出(現況届)が必要です。(公簿等で必要事項が確認できる場合は不要)

対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方

手当額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません。

支給月・所得制限等

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

- ① 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
- ② 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- ③ 父母が海外に住んでいる場合は、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- ④ 児童を養育している未成年後見人がある場合は、その未成年後見人に支給します。
- ⑤ 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

扶養親族等及び児童の数	所得制限限度額	収入額(目安)	所得上限限度額	収入額(目安)
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

※令和6年10月頃に制度改正が予定されています。詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。(令和6年3月時点の情報です。)

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所子ども・家庭相談コーナー**(47ページ)へ

③ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に中程度以上の障害のある子ども(20歳未満)の扶養のために、父母または、養育者に支給されるもので、児童扶養手当と重複して受給できます。また、この手当は年1回(毎年8月)引き続き受給資格があるかどうかの届け出(所得状況届)が必要です。

手当額 (令和6年4月現在)

重度の障害のある子ども(1級)…… 一人につき月額 **55,350円**
 中度の障害のある子ども(2級)…… 一人につき月額 **36,860円**

支給制限

- ①本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき
- ②障害のある子どもが施設に入所しているとき
- ③障害のある子どもが障害を事由とする年金を受給しているとき

所得制限

扶養親族	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所高齢者・障害者相談コーナー** (47ページ)へ

④ 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、20歳未満の重度の障害のある子どもで次の①～③に該当する方に支給されます。

- ①重度の障害 (おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度)を1つ以上有する方
 - ②障害(おおむね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度)を2つ以上有する方
 - ③①②、に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする方
- また、この手当は年1回(毎年8月)引き続き受給資格があるかどうかの届け出(所得状況届)が必要です。

支給制限

- ①本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき
- ②施設に入所しているとき
(※施設の種類によっては支給対象になる場合があります。)
- ③障害を事由とする年金を受給しているとき

手当額 (令和6年4月現在)

一人につき月額 **15,690円**

所得制限

扶養親族	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所高齢者・障害者相談コーナー** (47ページ)へ

⑤ 災害遺児手当

災害遺児の福祉の増進を図るもので、交通事故又は風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡し又は重度の障害の状態となった父若しくは母又はこれらに準ずる者に監護又は養育されていた児童を養育する人に支給されます。所得制限は児童扶養手当と同様です。

手当額 (令和6年4月現在)

支給対象児童1人につき………月額 **4,000円**

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所子ども・家庭相談コーナー** (47ページ)へ

⑥ 国民年金(遺族基礎年金)

遺族基礎年金は、原則として次の①～③のいずれかに該当する人が亡くなったときに、その人に生計を支えられていた子を持つ配偶者またはその子が受け取る年金です。

- ※遺族年金における子とは、下記のいずれかに該当する方です。
 - ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること
 - ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあること

支給要件

- ①国民年金に加入中の人が死亡したとき
- ②国民年金に加入したことがある人で、日本に住所があり60歳以上65歳未満の人が死亡したとき
- ③老齢基礎年金を受けているか、受けられる人が死亡したとき
(保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る。)
- ※上記①または②に該当するときは、所定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所国民年金課年金係** (48ページ)へ

7 厚生年金(遺族厚生年金)

厚生年金に加入していた人が亡くなったとき等、その人によって生計を維持されていた配偶者や子などの遺族に支給されます。

子のある配偶者または子には、遺族基礎年金も併せて支給されます。

夫、父母、祖父母が受ける場合は、死亡時において55歳以上であることが条件で、支給開始は60歳からになります。

ただし、死亡当時 55歳以上の夫が遺族基礎年金を受給中の場合に限り、55歳から60歳までの間も支給されます。

※夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。

※遺族年金における子とは下記①②のいずれかに該当する方です

- ①死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること
- ②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあること

支給要件

原則として次のいずれかに該当するときにその遺族に支給されます。

- ①厚生年金に加入中の人が死亡したとき。
- ②厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがによって、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③障害厚生年金(1級・2級)を受けている人が死亡したとき。
- ④老齢厚生年金を受けているか、受けられる人が死亡したとき。

※(保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る。)

※上記①または②に該当するときは、所定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の

年金事務所又は、街角の年金相談センター北九州(48ページ)へ

『年金を受けている方、年金請求などのご相談』

(ねんきんダイヤル) 0570-05-1165

050で始まる電話からおかけになる場合は 03-6700-1165 (一般電話)

○月～金曜日 午前8:30～午後5:15

○第二土曜日 午前9:30～午後4:00

ただし、月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで受付時間を延長

8 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由などにより入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けるための施設で、市内3か所の病院に設置しています。

利用にあたっては所得制限があるほか、所得等に応じた費用の負担があります。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の

区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

くらしのこころ

- 1 生活保護
- 2 北九州市生活困窮者自立支援事業
- 3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- 4 日常生活支援事業
- 5 休養ホーム利用補助
- 6 ふれあい事業
- 7 ひとり親家庭等交流推進事業



1 生活保護

資産、能力、他の給付制度等を活用してもなお生活に困窮するとき、その程度に応じて必要な保護を受けることができます。生活保護は厚生労働大臣の定める最低生活費の基準とその世帯の収入を比較して、不足する額について支給するものです。

生活保護には8つの扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)があります。

生活保護についての詳しいことやご相談は、あなたの住所地の**区役所保護課相談担当**(47ページ)又はお近くの**民生委員**におたずねください。

2 北九州市生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、「生活困窮者自立支援法」に基づき、ご本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体勢を構築する「北九州市生活困窮者自立支援事業」を実施します。

概要

事業名	概要
自立相談支援事業	相談支援員がどのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をするなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。
就労準備支援事業	一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施します。
家計改善支援事業	家計収支全体の改善のため、相談者の方と一緒に家計収支を見える化し、生活再生に向けた支援を実施します。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所保健福祉課「いのちをつなぐネットワーク」コーナー
(47ページ)へ



3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活安定とその扶養する児童(子)の福祉を図るため、無利子又は低利で各種資金の貸し付けを行っています。

貸付対象

母子福祉資金・父子福祉資金

- ◎母子家庭の母、父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人、又は児童本人
- ◎父母のいない20歳未満の児童

寡婦福祉資金

- ◎かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある人、又はその扶養にある子
- ◎子を扶養していない配偶者のない40歳以上の女子(所得制限があります)

上記の方でも、貸付対象とならない場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

※貸付には、申込みの前に事前の相談が必要となります。

※修学資金等については、他の奨学金(日本学生支援機構や北九州市奨学金等)との重複貸付はできません。

貸付金の種類

貸付金の種類、限度額などは次表のとおりです。

申請の受付時期

随時受付をしています。新入学生の修学資金は例年2月から受付をしていますが、進学先が早期に決まる場合(推薦入学等)は事前にお問い合わせください。

連帯保証人

貸付金の種類により、取り扱いが異なります。詳しくは、お問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の
子ども・家庭相談員に、よくご相談ください。



母子・父子・寡婦福祉資金一覧

〔令和6年4月1日現在〕

貸付金の種類	利子	貸付限度額	資金の説明
事業開始資金	年1.0% <small>(個人) 3,470,000円 (団体) 5,220,000円</small>		事業を開始するのに必要な経費
事業継続資金	年1.0%	1,740,000円	現在営んでいる事業を継続するのに必要な経費
修学資金	無利子	下表参照	児童(子)が高校・大学・大学院・専修学校等に就学するために必要な経費

学校種別		月額(円)	学校種別		月額(円)
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学 27,000 自宅外通学 34,500	短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学 67,500 自宅外通学 96,500
	私立	自宅通学 45,000 自宅外通学 52,500		私立	自宅通学 89,000 自宅外通学 131,000
高等専門 学 校	国公立	自宅通学 31,500 自宅外通学 33,750	大 学	国公立	自宅通学 71,000 自宅外通学 108,500
	私立	自宅通学 48,000 自宅外通学 52,500		私立	自宅通学 108,500 自宅外通学 146,000
			大学院	修士課程 132,000 博士課程 183,000	

※この表は、貸付対象の一部を表しています。

技能習得資金	年1.0%	月額 68,000円 <small>(運転免許 460,000円)</small>	事業を開始し、又は就職する際に必要な知識を習得するために必要な経費、高等学校への修学及び入学に必要な経費
修業資金	無利子	月額 68,000円 特別 460,000円	児童(子)が事業開始や就職する際に必要な知識技能を習得するために必要な経費
就職支度資金	年1.0% (無利子)	105,000円 特別 340,000円	配偶者のいない女子、又は児童(子)が就職する際に必要な経費、通勤用自動車購入費用経費
医療介護資金	年1.0%	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	配偶者のいない女子、又は児童(子)が医療を受ける際に必要な経費、又は、配偶者のない女子が介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金
生活資金	年1.0%	月額 108,000円 技能習得期間 月額 141,000円 一部月額 72,000円	技能習得中、失業期間中、医療もしくは介護を受けている間、又は配偶者のない女子となつて7年未満の不安定な母子家庭が生活を安定・維持するのに必要な経費
住宅資金	年1.0%	1,500,000円 特別 2,000,000円	現に居住し、原則として所有する住宅を補修・改築・増築、又は居住するために建設・購入するのに必要な経費
転宅資金	年1.0%	260,000円	住居を移転する際に必要な経費
就学支度資金	無利子	下表参照	児童(子)が小・中学校、高校・高専(専修学校高等課程・一般課程)、短期大学(専修学校専門課程)、大学・大学院及び修業施設に入学するために必要な経費

		自宅(円)	自宅外(円)			自宅(円)	自宅外(円)
高等学校・ 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国公立	150,000	160,000	大学・短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	410,000	420,000
	私立	410,000	420,000		私立	580,000	590,000
				大学院	国公立	380,000	
					私立	590,000	

※この表は、貸付対象の一部を表しています。

※連帯保証人を立てた場合、年1.0%の利子が無利子となります。
※この一覧表は、貸付金の概要を表しています。詳しくは上記の問い合わせ先でご相談ください。

4 日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父、若しくはその家庭の児童又は寡婦が、一時的な疾病などのため日常生活でお困りのとき、又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているときなどに育児や食事の世話などのお手伝いをする家庭生活支援員を派遣する制度です(所得に応じた経費負担があります。)

こんな時に子どもの食事や身の回りの世話ができます。

- 残業や休日出勤
- 技能習得のための通学
- 就職活動
- 冠婚葬祭
- 子どもがケガや病気で通学・通園出来ない場合

こんな時に住居の掃除や生活必需品の買い物などのお手伝いをすることができます。

- 一時的なケガや病気

※但し、高熱や感染症などで利用が出来ない場合があります。

◆派遣日数◆

1事由につき原則10回を限度とします。
乳幼児又は小学校に就学する児童を養育していて、残業や出張など就業上の理由により、帰宅が遅くなる場合は、日数の制限はありません。

◆登録申請先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ
※利用するためには事前に登録が必要です。

5 休養ホーム利用補助

母子家庭、父子家庭及び寡婦のみなさんのレクリエーションと休養のため、国民宿舎など3か所を母子家庭等休養ホームに指定し、宿泊料金の一部(1人につき中学生以上3,500円、小学生2,800円が限度)を補助します。(年1回を限度)(小学生未満は対象外)

■指定施設

	指定施設名	所在地	電 話
市内	亀の井ホテル 玄界灘	北九州市若松区有毛	093-741-1335
市外	海眺(かいちよう)の宿 あいお荘	山口県山口市秋穂東	083-984-2201
	休暇村 志賀島	福岡市東区	092-603-6631

■利用方法

指定施設へ予約のうえ、下記へ申請を行ってください。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の 区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

6 ふれあい事業

母子・父子福祉センターでは、ひとり親(母子・父子)家庭及び寡婦の生活の安定や親子のふれあいを図るため、いろいろな講座を開催しています。受講料は無料で、募集の案内は市政だよりなどで行っていますので、ふるってご参加ください。

親と子のふれあい講座	リフレッシュ講座
ひとり親家庭の親と子	ひとり親家庭の母、寡婦
楽しいひとときを共に過ごすことにより、親と子の絆を深める。	趣味の講座などを通して、心身のリフレッシュを図る。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 到津の森公園で遊ぶ ■ おりがみ教室 ■ クッキング など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ プリザーブドフラワー ■ アロマテラピー ■ リフレッシュヨガなど

※内容は変わることがあります。

◆問い合わせ先◆

北九州市立母子・父子福祉センター
北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた4階 ☎871-3224

7 ひとり親家庭等交流推進事業

日頃から家事や仕事で忙しく、ふれあいが乏しくなりがちな母子・父子家庭の親子、また母子・父子家庭、寡婦相互の交流を図ることを目的として(一財)北九州市母子寡婦福祉会に委託して次の催しを行っています。

募集の案内は市政だよりなどで行っていますので、ふるってご参加ください。

- スポーツ大会(母子・父子家庭・寡婦)
- バスハイク(母子・父子家庭) ■ 子育て交流会(母子・父子家庭)など

◆問い合わせ先◆

(一財)北九州市母子寡婦福祉会
北九州市戸畑区汐井町1-6ウェルとばた4階 ☎871-3225

すまいのこと

- 1 母子生活支援施設(母子寮)
- 2 市営住宅の住宅困窮者募集(母子・父子世帯)
- 3 住宅関係貸付制度
- 4 就労訓練中の住宅費の支援
- 5 公営住宅等のお問い合わせ

